

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成27年12月7日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

欠席議員

9番	小松崎誠君
14番	小座野定信君

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第5号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に

関する条例の制定について

- 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 83 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 85 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 86 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 87 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
- 日程第 2 請願第 8 号 請願書
請願第 9 号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 77 号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 78 号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第 79 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 83 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 85 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 86 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 87 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
- 日程第 2 請願第 8 号 請願書
請願第 9 号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 77号ないし議案第 87号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第77号ないし議案第87号までの11件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありましたので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第78号のほうから、かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、1つずつ質問ということによろしいですか。

今回、いわゆるマイナンバーというか、個人情報のマイナンバー制度が実際には来年の1月1日から施行されると。今、通知カードが発送されておまして、11月末にはもう全て、このかすみがうら市には通知が行っていると。ただ、受け取りをされていない方がかなりの数があるというようなことを聞いております。

そこでお聞きしますが、非常に条例の中でわかりにくいのがこのナンバーの利用の範囲、そして、条例の必要性について、そのイメージ図がそれぞれ書いてあります。これについて説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

この議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定という内容についてでございます。

番号法の規定におきましては、個人番号を利用できる分野につきましては、ご承知のとおり、社会保障、税、災害対策の3分野に限られているということでもございます。

この条例を制定するに当たりましては、市独自の行政サービスを行うに当たり、個人番号の利用ができる事務を条例で定めるということが大きな目的でもございます。

その中で、アの部分につきましては、議案集4ページをお開きいただきますと、別表第1の1の事務から36までの事務においてこの番号法の利用ができるというふうに定めるものでもございます。

続いて、イの部分につきましては、議案集の8ページの別表第2の庁内の事務連携について定めるものでありまして、特定個人情報の授受を行う事務について規定をするということでもござい

ます。条例の別表第2に掲げる事務、35の事務が該当するということでございます。

ウにつきましては、市長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供するような、同一の地方公共団体内の別機関においての情報提供について定めるものでありまして、条例の別表第3に掲げる事務が該当するというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

庁内の連携のイメージについて。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員、議案質疑に対しましては1回のみで、所属以外についてのみ3回ということになっております。特別委員会ですので、在籍しておりますので、これは1回のみというようなことです。

○11番（佐藤文雄君）

特別委員会。意味がわからない。

○議長（藤井裕一君）

いや、所属した、所属以外というようなことですので、3回は。これは1回のみです、質問。

○11番（佐藤文雄君）

これは所属、私は所属。

○議長（藤井裕一君）

特別委員会として。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時06分

[鈴木良道議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

特別委員会で具体的に質問をするようにと、再質問以降はということのようであります。

いずれにしても、そういうことで、特別委員会のほうで細かく聞いていきたいと思いますが、じゃ、2番目についてです。

このセキュリティーというのは実際には漏えいを完全に防ぐことはできないということは、もう既に前の審議の中でも明らかになっておりますが、それぞれのセキュリティー対策についてご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、セキュリティー対策につきましてお答えをいたします。

システム関連のセキュリティー対策につきましては、国のガイドラインに基づき、3点ほどこれまで対策を講じております。

まず1点といたしまして、報道でもご承知のとおり、国におきましては、平成27年10月5日のマイナンバー法施行までに特定個人情報を含む基幹系ネットワークとそれ以外の情報系ネットワークを分離をするということを指示してございます。本市におきましても、10月5日までの施行までにこのネットワークの分離を施してございます。

2点といたしまして、個人情報を含む電子データにつきましては、万が一の流出に対しても容易に読み取ることがないように、暗号化処理を施すように各所属長へ求め、全部署について既に完了をしているところでもございます。

3点といたしまして、ご指摘の日本年金機構の情報流出事件の発端となりました、インターネット経由での電子メールに含まれたウィルス感染の防止策といたしましては、基幹系ネットワークにつきましては、インターネット閲覧の禁止、インターネット経由の電子メールの送受信禁止の措置を施し、こちらについても完全分離をしているという状況でもございます。

地方公共団体向け特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにこれらは定められておりまして、本市におきましても、このガイドラインに沿ってまずは対応をしてございます。また、今後とも、その基準に沿いながら対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

第3番目ですが、マイナンバーの提供、これについては今さまざまな学習会なども開かれております。非常に不安が広がっているわけです。中でも、私も議会報告会を開いたときに言われましたが、これは受け取らなければいけないのかとか、本当にこれはナンバーを書かなければいけないのかという疑問がありました。

例えば、ナンバーを書かなくてもいいのかと、それは拒否できるのかという声です。罰則はないけれども、番号の記載は義務づけられているというふうに言われていますが、自治体なんかでは、その番号の利用機関が本人の提供がなくても、本人の提供がなくても、書かなくとも、付番機関、付番機関というのは地方公共団体情報システム機構ということになるんだろうと思いますが、これが、付番機関から直接番号の提供を受けて利用できる仕組みもあるということなんですよ。つまり、本人の提供がないまま、番号が取得される仕組みだということなんです。

本人の番号提供がない場合でも、付番機関から番号が取得され、利用されるケースとしては、第1に、住民基本台帳システムの付番が挙げられますという、そういう指摘がありました。簡単に言うと、本人が拒否をしたといっても、行政のほうはその市民の個人番号を知り得ることができるといふふうに言われているんですが、これについて具体的に説明願えますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

庁内において市民の個人番号を知り得ることができるかという点でございます。

これは事務処理上のシステムにおけるご答弁とさせていただきます。

システム上で事務手続を行う処理といたしまして、基幹系端末、住基ネット系の端末におきましては、権限のある職員がログインをしたときに限り、画面上に番号が表示をされることになってございます。

例えば、権限以外の職員、日直、あるいはその基幹系を扱う業務以外の職員の場合には、個人情報を検索したとしても画面上には表示がされないというようなシステムの仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

非常に中途半端な説明で、もっと具体的に話しなければいけないと思うんですが、そうすると、次に行かざるを得ないと。議案第81号になりますか。

議案第81号は、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定というややこしい名前になっていますが、納付等に番号制度に係る法人番号を記載しないとするとというようなことが書かれております。このマイナンバー制度とどのように関連するのでしょうか。これについて説明をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、お答えいたします。

マイナンバー法がことしの10月5日に施行されまして、個人番号及び法人番号の利用は平成28年1月1日からとなっております。導入後は、行政サービスの効率化とともに、行政手続が簡素化され、個人負担が軽減されます。

地方税分野におきましては、国の示した基本的な考え方に沿いまして、市県民税申告、法人市民税の申告を初め、地方税全般にわたりまして利用することになります。

今回の改正は、制度の運用に当たって必要となる各種事務手続の様式の改正に伴いまして、国税分野及び社会保障分野における番号の利用方法と整合性を図るために上位法が改正されたので、それに伴う部分的な改正となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第82号です。かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてということで、個人番号カード、マイナンバーカードを利用して各種のサービスの提供が可能とな

ったと書かれております。本市において、全国各地に設置されているコンビニエンスストアの多機能端末機において、印鑑登録証明書及び住民票謄抄本の写しの発行を可能とするとしたというふうに書かれております。

この点についてお尋ねしますが、これに対してセキュリティーはどのように対策としてやられているのかお答えください。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

コンビニエンスストアでの通信回線を使ったセキュリティー対策というご質問でございます。

コンビニエンスストアでの交付事務におきます通信回線上のセキュリティー対策につきましては、本市とコンビニエンスストアのマルチコピー機とを中継いたします証明書交付センターの間で、これは専用回線の通信で結ばれてございます。

なお、全て情報は暗号化をして通信を行うということでもございます。

情報を受けた証明書交付センターにおきましては、情報データの偽造、改ざん防止を施した後に、専用の通信回線を使ってマルチコピー機に返信されるようなシステムとなっております。

なお、証明書を発行した後のその情報についてという部分もありますので、その点につきましては、マルチコピー機から即座に消去されるというシステムとなっております。

サービス全体のセキュリティーの対策面から判断しても、そういう面では万全の措置が講じられているというふうには理解してございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、このコンビニエンスストア、こういう利用の問題が言われていますが、実際には、住基カードなんかはかなり力入れたけれども、結果的に5%程度しか活用されていなかったということが実際に挙げられております。現実にはそういう事態があったんですが、今回はかなり国が力を入れているようでありますが、本市ではどれだけの効果・影響があると見込まれているのかお答えください。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

マルチコピー機にて住民票の謄抄本、また印鑑証明書が交付を受けられるわけですが、全国のどこでも平日や休日にかかわらず証明書が取得できますので、市民の皆様にとりましてはこれまで以上に利便性の向上が期待されるところでございます。

利用者の見込みですが、平成26年度の住民票、印鑑証明書の交付件数3万5761件のうち、自動交付機、窓口延長、日曜開庁での交付が5,234件ありますので、全体の14%となっております。現在、番号カードの申請状況がまだ未知数でございますので、これらの利用状況を勘案いたしま

して、初年度にコンビニ交付につきましては約4,000件ほどの利用を見込んでおります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第83号です。かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定であります。

今回は市長の公約ということで、水道料金の引き下げが行われることになりました。なかなかこの概要だけではわかりにくいんですが、その中身についてまずご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えをいたします。

水道料金の引き下げについての概要でございますが、少しお時間をいただいて、5点にわたって説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目といたしましては、これまで一般用、営業用、団体用の用途区分ごとに定めておりました基本水量を全て0立方に改めまして、使用した水量に応じた従量料金制に改めるとともに、あわせて料金体系の見直しを行い、水道料金の値下げを図るものでございます。

今回、資料を用意させていただきました。その中の水道料金体系改定案、比較表の改定案をごらんいただきたいと思っております。横長のグラフが入っているものだと思います。右側にグラフがあるものです。ごらんいただきたいと思っております。

まず、0立方メートルの場合でございますが、こちら1,620円になります。それと、10立方までは1立方当たり48.6円加算されまして、10立方ですと2,106円になります。それと、11立方から30立方までにつきましては、これまでより10.8円単価を値下げいたしまして、205.2円ずつ加算されることとなります。それと、31から50立方までにつきましては、こちらにつきましてもこれまでより1立方当たり10.8円値下げいたしまして、1立方当たり226.8円ずつが加算されることとなります。51立方以上につきましては、これまでと同じ設定でございます。ただ、50立方までが値下げになりますので、これ以後につきましてはその分が全て値下げされると、そのような設定にさせていただいております。

それと、使用料金につきましては、このほかに水道のメーター使用料を加算いたしまして、水道料金を加算いたしますけれども、これまで水道のメーター使用料を加算して、その合計額を10円未満は切り捨てということを行っておりましたが、今現在、県内ではほとんどこのような方式はとられておりませんので、県内に合わせるということで、改定後につきましては1円未満の端数を切り捨てるということに改めさせていただくことにしております。

2点目につきましては、1人当たりの月々の使用料は決算におきまして7立方でございます。ここまでの今回は使用料金を重点的に値下げさせていただくことにしております。

表を見ていただきますと、10立方まで、現行との差というところがございます。0立方ですと、これまでより518.4円、以下400円、300円と値下げをさせていただくことにしております。

このことによりまして、例えば、0立方ですとこれまでより518.4円値下げになりまして、率にしますとマイナス24.2%、これを年額に計算してみますと、0トンの方が毎月774件で、年間にしますとこれまでよりも481万5000円程度値下げされるというようなものです。以下同じになります。この7トンまでにつきまして、重点的に今回は値下げということを見せていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、水道事業運営審議会に諮問いたしまして、原案のとおり答申をいただいているところでございます。

3点目といたしまして、0立方の料金設定について説明をさせていただきます。

0立方につきましては、1,620円ということで設定をいたしております。こちらにつきましては、日本水道協会が発行しております水道料金算定要領というのがございます。こちらを参考に設定をさせていただいたところでございます。

こちらによりまして、基本料金につきましては固定費を回収するものという考えがあります。それを今回参考にさせていただきました。水道事業の経理におきましては、持っております有形固定資産は使っても使わなくても毎年、価値の減少ということで、減価償却費、こちらを計上いたしまして決算をしております。こちらを固定費といたしまして、基本料金により皆様からご負担いただくような料金設定にさせていただきました。

続いて、4点目といたしまして、今回の改定によりまして、年間で約4000万円の減少を見込んでおりますが、今後の財政の見直しにおきまして、費用の縮減を図りまして、今回の減収分を一般会計からの補填に頼ることのないよう、経営に努めてまいりたいと思っております。全体といたしまして、給水収益は5%程度減収になるところでございます。

最後に、5点目といたしまして、料金体系の見直しを行わずに現行料金体系を来年度以降も続けた場合でございますけれども、経営見直しの中では剰余金が確保できると見込んでいるところでございます。

水道会計におきましては、決算において剰余金が発生した場合、純利益と言われる場合もございますけれども、この剰余金が発生した場合には、将来の企業債償還に充てるための減債積立金として処分する、あるいは、欠損金が生じた場合に備える利益剰余金として内部留保することしかできないという仕組みにされているところでございます。

今回につきましては、予測されます剰余金の範囲内で料金改定を行うことによりまして、一般会計からの補助金の増額は見込んではいないというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

4000万円ほど減収になるけれども、一般会計から頼ることなく今回は設定をして、剰余金そのものについては住民に還元をしたい。そうしないと、逆に減債積立金とかそういうところに法的には回ってしまうから、剰余金が見込まれると前提で出すと。実際には、水の使用料も5%ぐらい、給水収益ですか、5%ぐらい低く見ているというふうにおっしゃったのかなと思います。

それについてはそれぞれまた議案審査特別委員会ですら具体的に尋ねますが、今の私が話した

ことは、基本的に確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、次です。

県内での比較でどれだけの改善になったのかということでもあります。

私も一般質問で、当市の水道料金が低い、10立方、20立方使った場合が非常に高いという、上から数えたほうが早いということを言いました。10立方使用の場合と20立方使用の場合の全県的な比較について説明を求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちらにつきましても、資料として用意させていただいております。県内市町村別水道料金比較と改定案という、こちらも横長の表でございます。これを使いまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、基本料金、こちら0トンにつきましては、一番左側、上から数えて31番目にかすみがうら市でございます。これまで2,138円であったものが右側の1,620円ということになりますと、14番から15番、隣接しております湖北水道企業団並みに値下げされるというところでございます。

続きまして、使用水量10立方でございます。こちら中段、真ん中になりますが、こちらにつきましては現在30位でございますが、こちらが2,138円から2,106円に値下げされます。そうしますと、わずかではあります、2,106円といえますと30位から28番目になる。そういうようなところでございます。

続きまして、20立方の場合でございますけれども、現在、26位でございます。4,298円、これが4,158円になりますと、こちらもわずかでございますけれども、22、23あたりに行くと、そのような試算でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

0立方にして固定費を1,620円にしたところがぐっと下がったということで、前進はしたけれども、実際に10立方だと余り上がらない。20立方でも同じように上がらない。ですから、7立方ぐらいを前提に、ひとり暮らしの方の改善を図ったというような感じかなというふうに思います。

ちょっとこの表をいただいたんですが、市民にわかりやすい一覧表というのはこれを指すんでしょうか。何か一覧表というのはつくっていただきたいというふうに言いましたが、つくっていらっしゃるんですか。これではちょっとわからないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

市民の皆様方にお知らせする場合がございますけれども、今現在考えておりますのは、料金がこのように変わりますというチラシを全戸配布する。それと、1月の検針時に2月分から変わり

ますというような、使用水量のお知らせのときにまずお知らせする。そのほかに、市のホームページを使いまして早見表を皆様にご提示させていただきたいと考えているところでございます。

今回につきましては、先ほどの右側にグラフのある表をごらんいただきたいと思いますが、この左のほうに現行の料金と改定案という欄がございます。このあたりの資料を使いまして、皆様にホームページ上、早見表を見られるというような形にできればと考えているところでございます。こちらのこれを基礎として使っていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わかりました。

引き続き、議案も引き続きでよろしいですか。

議案第85号です。平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算のほうでございます。

支払準備基金積立事業ということで、今回、繰り越し分、これを支払い準備基金の積立金の事業に使うということでございますが、簡単にこれについての説明をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、お答えいたします。

支払準備基金積立事業につきましては、

[佐藤議員「何ページ」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

概要書でいうと27ページになります。

[佐藤議員「概要書じゃなくて、金額を言わなかったから」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

53ページになります。すみません、お願いします。

[佐藤議員「53ページ」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

はい。よろしいですか。

この53ページの。

[佐藤議員「繰越額だね。繰越額が今回の補正額が幾らで、そのうちいわゆる今の事業に回す金額も含めて答弁していただきたい」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

はい。それ、2番で言おうと思っていたんですが、いいですか。

[佐藤議員「はい、じゃいいです」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、この基金事業につきましては、国民健康保険の診療報酬の支払いの円滑化及び保険

事業の充実強化を図るためとしております。積み立てる額につきましては、地方財政法第7条第1項に規定する金額で市長が定めるものとしております。

その内容ですが、基金の利用につきましては、流行性疾患の異常発生や災害などにより当該年度中の支払いに困難が生じた場合、また、保険事業の費用に充てるとなっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

支払準備基金事業そのものについての今説明だったのかなと思います。

そういう意味では、これまでは繰越金についても一般会計のほうに、今まで繰り入れた場合は繰り戻したと、繰り戻しというか、一般会計に戻ってしまったと。でも、今回はこういうふうにし支払い準備基金の積み立てにしたということです。今回の議案の中での歳入と歳出との関連も含めて説明をしていただいて、その総額が実際には累計額がどのくらいになっているのか。これについて説明いただきます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

支払い準備基金の積立金の累計総額ですが、現在、1億5185万8715円ございますので、今回の補正をお願いしています1億5221万1319円と合わせますと、3億407万34円となります。この積立金によりまして、平成26年度の保険給付費33億1498万5830円に占める基金保有の割合は9.17%となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

では、後でまた聞きます。

この対策について、今、概念的に支払い準備基金の積立事業について説明をしましたが、私は、この突然に急病が出るとか、そういう突発的な問題で準備基金にしたんじゃないで、今、国保の都道府県化が前提になっています。そういう点で、給付ですか、都道府県が決める納付金について、必要な納付金が、十分に市民からの納付率が上がらなかった場合に、その分を補填するという一つの方法でもあるというふうに私聞いているんですが、こういうことも念頭にあったんでしょうか。この国保の都道府県化と関連するのかを教えてください。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

今回の補正は、国保の都道府県単位化とは直接関連性はございませんが、安定的な国保の運営を図るために、都道府県の単位化となりましても財政基盤の強化は求められるところでござい

すので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、議題となっている11件に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている11件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成27年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時56分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成27年第4回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に川村成二君、副委員長に宮嶋 謙君。

以上のとおり当選されましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 請願第8号 請願書及び請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第2、請願第8号 請願書及び請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りをいたします。

請願第8号、第9号の2件は、会議規則第141条第2項の規定により平成27年第4回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、明日12月8日から17日までの10日間休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、12月8日から17日までの10日間を休会とすることに決しました。

次回は12月18日、定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前10時58分